



労働災害防止協議会を開催しました



令和7年8月4日

三陸北部森林管理署では、“労働安全の基本は人命尊重”である“との基本理念に立って国有林野事業における労働災害防止対策に取り組んでいます。

また、請負事業体等の労働災害防止については、事業の発注者・契約者の立場から、契約時の安全指導や現場巡視等を実施して労働災害の発生防止に努めています。

今年度は、各事業の契約締結が概ね整った本格的な事業開始前の6月4日、宮古市の地域創生センターで宮古労働基準監督署との共催により労働災害防止協議会を開催し、請負事業体11社16名、宮古労働基準監督署2名を含む総勢32名が参加しました。

協議会の冒頭、当森林管理署長より『令和6年度の東北森林管理局管内における請負事業体等の災害は19件発生しており、前年度から3件減少したとはいえ、決して少なくない件数である。契約時の安全指導等に加え、労働基準監督署よりご指導いただき、さらなる労働災害防止の徹底に努めたい』との挨拶があり、続いて宮古労働基準監督署の加藤署長より『林業安全の規則』と題し、岩手県内における労働災害の発生状況を踏まえ、労働安全衛生規則に基づく車両系木材伐出機械、伐木作業やかかり木処理に係る危険防止、大規模火災に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底など、多岐にわたる確認・注意事項についてご講義いただきました。

また、宮古労働基準監督署の安全衛生担当 高橋様からは、令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則における現場での熱中症対策の強化について、WGBT値（暑さ指数）の活用や熱中症予防対策をご説明いただきました。夏場の林業の現場は炎天下での作業となること

が多く、熱中症の初期対応の遅れが作業者の命に関わることから、対策の徹底が求められます。

当森林管理署では、今年度も事業最盛期である秋に生産請負現場で労働災害防止協議会を開催する予定であり、無災害を継続できるよう気を緩めることなく労働安全の確保に取り組んでまいります。

